

介護現場で働く職員の皆さん

「横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター」を開設しました！

ひとりで抱え込まずご相談ください

★相談無料★

介護現場の人材不足は喫緊の課題となっており、質の高い介護サービスを安定的に提供するためには、介護職員が安心して働くことができるよう支援し、介護人材の定着を進めていくことが重要です。

介護サービスの利用者が増加する中で、介護現場で働く職員が利用者・家族等からのカスタマーハラスメントに悩むケースが増加しており、そのことが離職の要因の一つにもなっています。

そこで、横浜市では、令和6年度から「介護事業者向けハラスメント対策事業」を開始し、4月16日（火）に「横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター」を開設しました。

1 「横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター」について

【横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター】

TEL：0120-880-021（フリーダイヤル）

メール：<https://wcan-media.com/yokohama-consultation-center1/>

（上記アドレス内の問合せフォームに相談内容を記載し、メールで送信できます）



受付日：月曜日から金曜日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日は除く）

受付時間：9時～17時（メールは24時間受付ですが、対応は左記の時間となります。）

受付方法：電話またはメール

相談対象：横浜市内の介護事業所で働いている介護職員や管理者等

相談内容：介護サービスの利用者・家族等からのカスタマーハラスメント（※）への対応

※介護職員への暴言・暴力やセクシャルハラスメント等の行為

2 その他（介護事業者向けハラスメント対策事業の概要）

介護事業者向けハラスメント対策事業では、上記の相談センター開設の他に、下記の事業に取り組むことで介護現場で働く職員を支援します。

- ・法律相談の窓口設置（ハラスメント相談センターにおいて、法律相談を要する困難事例の相談を受けた際には、法律相談の窓口をご案内します。）
- ・介護事業者向け研修の実施

お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸 Tel 045-671-4251